

## 9 6 条改憲をはじめとする 新たな改憲策動を阻止するために全力を尽くす決議

昨年来、平和憲法に対する数々の改憲策動が強められてきた。

第1に、明文改憲の策動である。昨春、自民党「日本国憲法改正草案」、大阪維新の会「維新政治塾・レジュメ」、たちあがれ日本「自主憲法大綱『案』」、みんなの党「憲法改正の基本的考え方」と、相次いで改憲案が発表された。各党の改憲案はいずれも、現行9条2項を否定して軍隊を創設し、集団的自衛権行使や海外派兵を認めて、アメリカと共に戦争できる国づくりを目指すとともに、これら改憲を容易にするため国会の発議要件を3分の2以上の賛成から過半数の賛成に引き下げるものである。

第2に、立法改憲の策動である。昨年7月6日には、自民党総務会で、現行法上集団的自衛権の行使を可能とする国家安全保障基本法案の概要を了承した。憲法9条違反が明白であって内閣法制局の法案審査を通過しないと考えられることから、議員立法での制定が狙われている。

第3に、解釈改憲の策動である。本年2月8日、安倍首相は、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を再開させて、集団的自衛権の許される類型を検討させており、解釈改憲による集団的自衛権行使が目論まれている。

これら複合的な改憲策動が進められる中、安倍首相を中心とする改憲勢力によって、96条先行改憲の攻撃が強められてきた。安倍首相は本年1月30日の国会答弁で96条改憲から着手すると明言し、維新の会、みんなの党はこれに賛同している。さらに、安倍首相は本年7月の参院選では96条改憲を公約にすると述べて、参院選の結果によっては、現実に96条改憲の発議がなされる危険が迫っている。

96条改憲は単なる手続要件の緩和ではない。一つには、9条改憲のためであることは明らかである。いま一つには、国民の基本的人権や平和主義など國のあり方を定める憲法を、時の政治権力によって容易に改変させないというのが96条の趣旨であり、立憲主義に由来するものである。改憲発議要件の緩和は立憲主義を否定し、憲法を骨抜きにするものである。96条の改正発議要件を得る見込みがないから政権に都合良く要件を引き下げようというやり方は、主要国でも例を見ないずるいやり方というほかない。

しかし、このような改憲勢力のやり方は、改憲論者の中からも強い批判が噴出し、マスコミからも反対意見が続出するなど、96条改憲反対の声はこれまでの枠を越えて広がりつつある。私たちの奮闘いかんによって、改憲に反対する国民の声を大きくし、改憲策動を阻止するチャンスは広がっている。

自由法曹団は、講師活動、対話・宣伝活動、要請行動その他あらゆる活動に取り組み、広範な人々と手を携えて、96条先行改憲を中心とする新たな改憲策動を阻止するために全力を尽くすものである。

以上決議する。

2013年5月20日  
自由法曹団 5月研究討論集会